

## 船舶事故調査報告書

平成25年3月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成24年4月23日 07時00分ごろ
発生場所	福岡県宗像市沖ノ島北方沖 宗像市所在の沖ノ島灯台から真方位019°16.3海里付近 (概位 北緯34°30.0′ 東経130°12.7′)
事故調査の経過	平成24年4月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての甲板員Aからの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十二仁洋丸、75トン 134506、有限会社佐賀水産 27.50m (Lr) × 5.80m × 2.45m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成7年4月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 28歳 五級海技士（航海）（履歴限定） 免許年月日 平成21年6月12日 免状交付年月日 平成21年6月12日 免状有効期間満了日 平成26年6月11日 甲板員A 男性 62歳 漁船の船員として約47年の経験を有していた。
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか7人が乗り組み、沖ノ島北方沖において、主船と共に2そう引きによる底びき網漁の作業中、副漁労長が手動操舵に就き、主船と一定の間隔を保ち、約3ノットの速力でえい網しながら南東進していた。 本船は、投網作業で網の先端を人力で海中に投じる際、甲板上に畳んである網が一気に海中に出て行き、網に巻き込まれるなどの不慮の事態を防ぐため、網の先端から約10mの部分船尾端のギャロースにフック付きのロープで仮止めしておき、網の先端を人力で海中に投じたのち、網の周囲の安全を確認してフック付きのロープを外し、全ての網を投じる手順で作業を行っていた。

	<p>甲板長及び甲板員Aは、次の投網作業の準備のため、甲板員Aがワイヤ先端のフックを網の先端から約10mの部分に掛け、甲板長がワイヤをギャロースの滑車を介して電動キャプスタンで巻いて網をつり上げたのち、甲板員Aが、船尾方を向き、網に取り付けられたタイヤに左足を、曲面となっているロープガイドに右足をそれぞれ乗せて網に体重を預けた体勢で網をギャロースにフック付きのロープで仮止めする作業を行っていた。</p> <p>甲板長は、甲板員Aが作業を終えるまでの間、左舷方の海上を見ていたが、甲板員Aの声に気付き、船尾方に目を向けたところ、平成24年4月23日07時00分ごろ落水する甲板員Aの足を目撃し、直ちに甲板中央で魚の選別作業を行っていた他の乗組員に大声で落水を知らせた。</p> <p>船長は、他の乗組員と共に魚の選別作業を行っていたところ、落水の知らせを聞き、直ちに機関を停止させ、‘ロープを取り付けた古い漁網用のブイ’（以下「本件ブイ」という。）を持ち、海に飛び込み、泳いで救助に向かった。</p> <p>船長は、海面に浮上して溺れていた甲板員Aにたどり着き、甲板員Aを本件ブイにつかまらせ、他の乗組員がロープを引いて本船に引き寄せているうち、甲板員Aの意識がなくなったので、甲板員Aの腰にロープを巻き付けて本船に引き上げた。</p> <p>本船は、海上保安庁に救助を要請し、甲板員Aの心臓マッサージを行いながら関門港に向けて航行中、到着した海上保安庁のヘリコプターに甲板員Aを移送させたのち、関門港下関区に入港した。</p> <p>甲板員Aは、病院へ搬送されたが、溺死と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aが落水に至る状況を目撃した者はいなかった。</p> <p>甲板員Aが落水したとき、フック付きのロープで網は仮止めされておらず、網をつり上げたワイヤ先端のフックのかん合部分が外れていた。</p> <p>網を仮止めするために使用していたフック付きのロープには、フックのかん合部分が外れないようにするためのピン（以下「離脱防止ピン」という。）が取り付けられており、使用されていたが、網をつり上げるワイヤ先端のフックには離脱防止ピンを取り付けていなかった。</p> <p>甲板員Aは、雨合羽と長靴を着用しており、作業用救命衣を投網作業の準備前に脱ぎ、命綱を使用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>本船は、沖ノ島北方沖において、2そう引きによる底びき網漁の操業中、船尾端のギャロースに網をワイヤでつったのち、甲板員Aが、網をフック付きのロープでギャロースに仮止めする作業を行っていたところ、網をつっていたワイヤ先端のフックのかん合部分が外れて網が落下したことから、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>ワイヤ先端のフックのかん合部分が外れた状況を明らかにすることはできなかったが、ワイヤ先端のフックに離脱防止ピンが付いており、使用されていれば、かん合部分が外れることはなかったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、網を仮止めする作業を行う際、命綱を使用していれば、落水しなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、沖ノ島北方沖において、2そう引きによる底びき網漁の操業中、船尾端のギャロースに網をワイヤでつったのち、甲板員Aが、網をフック付きのロープでギャロースに仮止めする作業を行っていたところ、網をつっていたワイヤ先端のフックのかん合部分が外れて網が落下したため、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船舶所有者は、本事故後、ワイヤ先端のフックを離脱防止ピンが付いたものに交換した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落水する虞がある場所で作業を行うときは、命綱を使用すること。</li> <li>・ 甲板上で作業を行うときは、万一の落水に備え、常に作業用救命衣を着用すること。</li> </ul>